



めいてつキッズサークル会員規約



第1条 適用範囲

1. 本規約は、株式会社名鉄百貨店（以下、「名鉄百貨店」といいます。）が提供するサービスのご利用に関して、名鉄百貨店と次条で定義するめいてつキッズサークル会員（以下、「会員」といいます。）に適用させるものとします。
2. 名鉄百貨店は、事前に会員に通知することなく本規約及び本規約に基づくサービスの提供を中断、変更または廃止できるものとし、この場合において名鉄百貨店は一切の責任を負わないものとします。
3. 本規約及び本規約に基づくサービスが変更された場合は、変更後の内容のみを有効とします。変更後の本規約は名鉄百貨店ホームページにてご確認ください。
4. 本規約に定めない事項については、法令等の定めるところによります。

第2条 会員の定義等

1. 第3条に定める入会資格を有する方であって、本規約に同意の上、名鉄百貨店が定める所定の手続きより会員登録を申し込み、名鉄百貨店が承諾した個人の方とします。
2. 名鉄百貨店は、会員と名鉄百貨店との相互の意見交換および、名鉄百貨店から会員に対して各種アンケート等を依頼することにより、より充実したサービスを目指します。

第3条 入会資格

1. めいてつキッズサークルへの入会資格は、以下の条件をいずれも満たす方とします。
 - (1) 0才～12才までのお子様をお持ちのご両親・祖父母の方、もしくは、ご本人あるいは奥様がお出産予定の方。
 - (2) 名鉄ミュージックカード会員様もしくは友の会会員様。
 - (3) メールもしくはLINEへ登録し、名鉄百貨店からの情報を受け取ることに同意いただける方。
2. 名鉄百貨店は、次の場合を除き、入会希望者の申請を承諾するものとします。
 - (1) 過去に本規約に基づく会員資格を剥奪されている場合
 - (2) 申込内容に虚偽の申請があった場合
 - (3) その他、名鉄百貨店が会員として不適切と判断した場合



第4条 会員証の管理

1. 会員は、自己の責任をもって会員証を管理するものとします。
2. 会員は、会員証を第三者への譲渡、名義変更、売買または貸与はできません。
3. 会員証の紛失・盗難・破損した場合は、再発行はいたします。但し、それまでのスタンプは無効になります。

第5条 会員証

1. 会員証には、名前のご署名が必要です。
2. 会員証は、お渡ししたその日よりご利用いただけます。
3. 会員証は、ご本人もしくはお子様がおご利用いただけます。
4. 会員証の有効期限は、発効日より1年間とし、期限内に交換されなかったスタンプは期限をもって全て無効になります。
5. 入会費、年会費はございません。

第6条 特典サービス

1. 名鉄百貨店の対象ショップでのお買い上げにおいて、スタンプを会員証に付与いたします。
 - (1) 対象ショップでの1回でのお買い上げ金額税込2,000円(割引後)ごとに1スタンプ付与いたします。
 - (2) 会員証をお渡ししたその日から、会員証にスタンプ付与いたします。
 - (3) 対象ショップは、名鉄百貨店本店[本館]4階ベビー子供服フロアですが、予告なく変更させていただく場合もございます。
 - (4) セール品、送料、修理代、金券、ひな人形、五月人形、ランドセル、および一部ブランド・商品ならびに各種特別ご優待時のお買い上げは対象外とさせていただきます。
 - (5) 2,000円未満は切り捨てさせていただきます。
 - (6) スタンプは、他人に貸与、譲渡することはできません。
 - (7) 利用当日に会員証のご提示がない場合は、サービスが受けられません。
 - (8) 複数の会員証のスタンプを合算することはできません。
 - (9) 不正な手段によりスタンプが取得された場合(本人以外の者によってスタンプが取得された場合等)、当該スタンプは無効とします。
 - (10) スタンプは名鉄百貨店が定める交換方法以外には使用できず、名鉄百貨店はいかなる場合にもスタンプの買い取り、現金との引き換え等を行いません。

2. スタンプが25スタンプもしくは50スタンプ貯まった場合、粗品と交換いたします。
(1)スタンプ設定(率・数)、特典サービスの種類・内容・金額・スタンプの使用条件の設定等は名鉄百貨店の事情によりいつでも予告なく新規設定、変更、終了させることができるものし、この場合、名鉄百貨店は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員証に記載のお子様会員証を提示した場合、粗品をお渡しいたします。
4. 誕生日特典として誕生月の前月20日前後にバースデーカードを郵送いたします。
バースデーカードと会員証をご持参のうえ、該当フロアでお買上されますと粗品をお渡しいたします。

第7条 会員資格の停止および資格の抹消

1. 会員が次の項目のいずれかに該当する場合、名鉄百貨店は、会員への事前の承諾なしに、そのサービスの利用停止または、会員資格の抹消を行なうことができるものとします。
(1)入会申請内容に虚偽の事項があったとき
(2)会員資格に不相当で抹消が必要であると名鉄百貨店が判断したとき
(3)その他、本規約に違反したとき

第8条 会員の個人情報

1. 会員は、入会時に会員登録する全ての情報に関して、真実かつ正確な情報を申告するものとします。
2. 名鉄百貨店は、会員が入会登録時に申告した個人情報を次の目的で使用いたします。
(1)会員証提示により提供する、第6条の特典サービスに代表される会員サービスの円滑な運営のため
(2)名鉄百貨店からのメール、DMによる案内送付
(3)ご意見・ご感想・アンケート等の依頼
(4)特典、その他サービスの提供
(5)マーケティングデータの作成
(6)前各号のほか、会員の事前の同意を得た場合
3. 会員は、その登録情報(氏名・メールアドレス・住所・電話番号等)に変更が生じた場合、速やかに変更手続きを申し出るものとします。
4. 名鉄百貨店は、会員が申告した個人情報について、不正なアクセス・改ざん・破壊・漏洩等が生じないよう、合理的な範囲で厳重に管理するものとします。
5. 名鉄百貨店は、会員が申告した個人情報について、以下の場合を除き第三者に開示しないものとします。
(1)司法機関または行政機関からの法的義務を伴う開示要請を受けた場合
(2)第2項記載の使用目的のために、名鉄百貨店が業務を委託する会社に対し開示が必要な場合
(3)会員の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

第9条 会員の責任

1. 名鉄百貨店は、名鉄百貨店の故意または重過失による場合は除き、会員が、名鉄百貨店の提供するサービスを利用して被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 会員は、名鉄百貨店が提供するサービスを利用することによって、第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決し、名鉄百貨店に損害を与えないものとします。
3. 会員が不正または不当な手段・方法により名鉄百貨店に損害を与えた場合、会員は名鉄百貨店に対し損害賠償の責任を負うこととなります。

第10条 会員の退会

1. 会員は、随時退会できるものとします。
2. 会員は、退会を希望する場合は、速やかに申し出るものとします。
3. 第3条で入会時に申請したカードを退会した場合、同会員も退会したことになります。

第11条 合意管轄裁判所

1. 会員と名鉄百貨店との間で本規約について訴訟が生じた場合、名鉄百貨店の本店所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

付則 本規約は、平成27年9月1日から適用されます。

